

令和2年余市町議会第4回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時48分

○招 集 年 月 日

令和2年11月9日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年11月9日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 2番 吉田 豊
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 12番 近藤 徹哉
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 北 島 貴 光
水 道 課 長 奈 良 論
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

第12 認定第 5号 令和元年度余市町公
共下水道特別会計歳入歳出決算認定
について

第13 報告第 1号 令和元年度余市町営
住宅敷金基金運用状況報告について

第14 報告第 2号 令和元年度余市町災
害見舞金基金運用状況報告について

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
主 幹 枝村潤
書 記 小林宥斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1号 令和2年度余市町一
般会計補正予算(第8号)
- 第 4 議案第 2号 町有財産の取得につ
いて
- 第 5 議案第 3号 余市町職員給与条例
及び余市町会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案
- 第 6 議案第 4号 余市町議会議員の議
員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5号 余市町特別職の職員
の給与及び旅費並びにその支給方法
に関する条例及び余市町教育長の給
与及び勤務時間等に関する条例の一
部を改正する条例案
- 第 8 認定第 1号 令和元年度余市町一
般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 2号 令和元年度余市町介
護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第10 認定第 3号 令和元年度余市町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第11 認定第 4号 令和元年度余市町後

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余
市町議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、野呂議員は通院のため、遅刻の旨届出が
ありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、
報告2件、認定5件、他に議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ
り、議席番号2番、吉田議員、議席番号4番、藤
野議員、議席番号5番、内海議員、以上のとおり
指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を
求めます。

○8番(白川栄美子君) 令和2年余市町議会第
4回臨時会開催に当たり、11月6日午前10時より
委員会室におきまして議会運営委員会が開催され
ましたので、その審議経過並びに結果につきまし

て私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、報告2件、認定5件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第2号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 令

和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、議長と議会選出の監査委員を除く議員15名で構成する令和元年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため地方自治法第98条の規定による書類の検閲並びに検査の権限を付与することに決しました。

日程第13、報告第1号 令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、報告第2号 令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分として実施計画に計上し、令和2年度余市町一般会計補正予算（第6号）におきまして予算措置をいたしましたプレミアム付商品券事業の増額補正計上でございます。

また、歳入につきましては国、道支出金の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億8,102万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額2,000万円、12節委託料2,000万円につきましては、プレミアム付商品券業務取扱委託料の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。下段でございます。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額424万1,000円、1節総務費国庫補助金424万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、2項道補助金、6目商工費道補助金、補正額500万円、1節商工費道補助金500万円につきましては、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,075万9,000円、1節繰越金1,075万9,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回は商品券の委託料ということでお話し出ていますけれども、およそ1か月近く販売開始してからたつわけですけれども、現在の売行き状況はどうなのかなということが1つと、売行きが好調だという話はちょこちょこ聞くのですけれども、そうであれば第2期分とし

での追加というものも今後検討課題として視野に入ってきているのではないかなと思うのですが、その辺2点お願いします。

○**商工観光課長（橋端良平君）** 14番、大物議員からのプレミアム付商品券に係るご質問2点でございました。まず、1点目、販売状況、売行きの状況でございますが、まだ売行き、販売状況について報告は未着の分はあるのですけれども、11月8日、昨日までで3万4,000冊を少し超えたところでございまして、4万冊の販売を予定しておりますので、残り6,000冊弱となっているところでございます。

また、さらに追加販売をする考えがあるのかというご質問でございますが、これについては現時点では考えてございません。

○**議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○**議長（中井寿夫君）** 日程第4、議案第2号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**総務課長（増田豊実君）** ただいま上程されました議案第2号 町有財産の取得についてにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得についてにつきましては、令和2年第3回定例会において議決をいただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分によります在宅勤務に対応するためのノート型パソコンの購入についてでございます。去る10月12日、指名競争入札に付し、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本議会にご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 町有財産の取得について。

次のとおり、在宅勤務用パソコンを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、在宅勤務用パソコン取得。
2、財産の取得の種類及び数量、ノート型パソコン29台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金765万6,000円也。

5、取得の相手方、余市郡余市町大川町13丁目3番地6、有限会社なかがわ代表取締役、中川通。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして入札の経過を添

付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） たまたま偶然なのでしょうけれども、落札率100%というのは何かちょっと怖いなと素朴に思うところではございますが、それはいいとして、今回29台分パソコン調達するということでしたけれども、この29台というのは、うちの職員だと200名前後いるわけではないですか。それからすればいささか少ないかなと感ずるのですが、この29台とした根拠は一体何だったのかなと。

それと、もう一つは今後場合によってはいろいろな形で在宅勤務でこれを使っていくという格好になろうと思うのですけれども、ではうちの役場というのはもし在宅のほうにどンドン何らかの事情で切り替えざるを得ないという状態が発生した場合、どの程度まで在宅で対応できると現時点で考えていらっしゃるのか、併せて聞きたいと思えます。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の2点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、29台の根拠でございますけれども、これにつきましては番外以上ということで29台、結果各課大体1台の配置となっております。

また、今後の在宅勤務のところでございますけれども、その点につきましては今後調査研究して、どういったことができるのか検討させていただきたいと存じます。

○10番（彫谷吉英君） このパソコンのメーカー、性能をお知らせください。

○総務課長（増田豊実君） 10番、彫谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

メーカーにつきましては、パナソニックのレッ

ツノートでございます。CPUはインテルCore™ i5—8265Uプロセッサ、附属機能につきましては持ち運びによる故障リスクを低減する頑丈な設計というところでご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としており、本年10月7日に令和2年の特別給についての人事院勧告が行われ、11月6日、閣議決定がなされたところでございます。本町職員におきましてもこのたびの勧告に準じ、余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

令和2年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、ボーナス分年間支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月とし、引下げ分は期末手当に割り振りすることとし、本年度につきましては12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降においては6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すべく改正されたところでございます。

以上が令和2年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の概要でございますが、本町職員に対する給与改定につきましても国に準じ同様の措置を行うべく、余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご提案を申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町

条例第1号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

この改正は、期末手当の改正でございます。直近1年間の民間のボーナスの支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、一般職の職員の期末手当を0.05月分引き下げるもので、令和2年度分につきましては12月期に引き下げるものでございます。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

この改正は、令和3年度以降の期末手当の6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第19条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第19条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い、給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第3号についてご提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第7、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する

条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま一括上程となりました議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づきます給与改定におきましては、令和2年度における一般職の12月期に支給されます期末手当の支給率を0.05月分引き下げる改正がなされ、次年度以降につきましても6月期と12月期の期末手当が均等となるよう改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ特別職等におきましても令和2年12月期分の期末手当につきまして0.05月分引き下げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご提案申し上げます。

議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の220」とあるのは、「100分の217.5」とする。

続きまして、議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご提案申し上げます。

議案第5号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町

条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の220」とあるのは、「100分の217.5」とする。

3 令和2年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の220」とあるのは、「100分の217.5」とする。

以上、一括上程されました議案第4号及び第5号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町特別職の職員の給

与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、認定第1号 令和元年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 令和元年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第12を一括議題といたします。

ただいま一括議題となっております認定第1号ないし認定第5号までの認定5件については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和元年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、一括議題となっております認定5件につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和元年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申

し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することになりました。

なお、本会議終了後301、302号会議室において本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、報告第1号 令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました報告第1号 令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況を次のとおり報告する。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況調書。令和2年3月31日現在。前年度末現在高

1,514万9,678円。本年度運用状況。入居者敷金46万8,600円につきましては、入居者18名分の敷金でございます。一般会計積立金534円につきましては、預金利子でございます。退去者敷金還付金75万1,800円につきましては、退去者23名分の敷金の還付でございます。一般会計の町営住宅環境整備事業費への運用額ゼロ円。一般会計の町営住宅環境整備事業費への使用額ゼロ円。合計28万2,666円の減。決算年度末現在高1,486万7,012円。

以上、報告第1号につきましてご報告申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 令和元年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告については、報告のとおり了承されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、報告第2号 令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第2号 令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況を次のとおり報告する。

令和2年11月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況調書。令和2年3月31日現在。前年度末現在高500万428円。本年度運用状況。一般会計積立金48円につきましては、預金利子でございます。災害見舞金支給額ゼロ円。一般会計への運用額ゼロ円。合計48円。決算年度末現在高500万476円。

以上、報告第2号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 令和元年度余市町災害見舞金基金運用状況報告については、報告のとおり了承されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時48分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 4番 藤 野 博 三

余市町議会議員 5番 内 海 博 一